

建退共制度50年 ～現状と課題～

平成26年11月21日

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

理事長代理 櫻井 康好

制度説明動画配信中!

建退共

検索

手帳は
定期的に
確認しましょう

50

周年

建退共

ひとり一人の、
未来を支える。



建退共は建設業で働く
労働者のための退職金制度です。

けんたいきょう

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区新井1-24-1 TEL.03-6731-2886



建退共50周年
(今年のポスター)

1964年

3月 シャープ 電卓を発売

6月 新潟地震

8月 フジテレビ「ミュージックフェア」放送開始

9月 東京モノレール開業

10月 東海道新幹線開業

東京オリンピック

中国核保有国に

新河川法制定

下笠松原ダム・蜂の巣城に代執行

厚生省公害課設置

建設業労働災害防止協会発足(9月)

全中建(全国中小建設業協会設立) (4月)

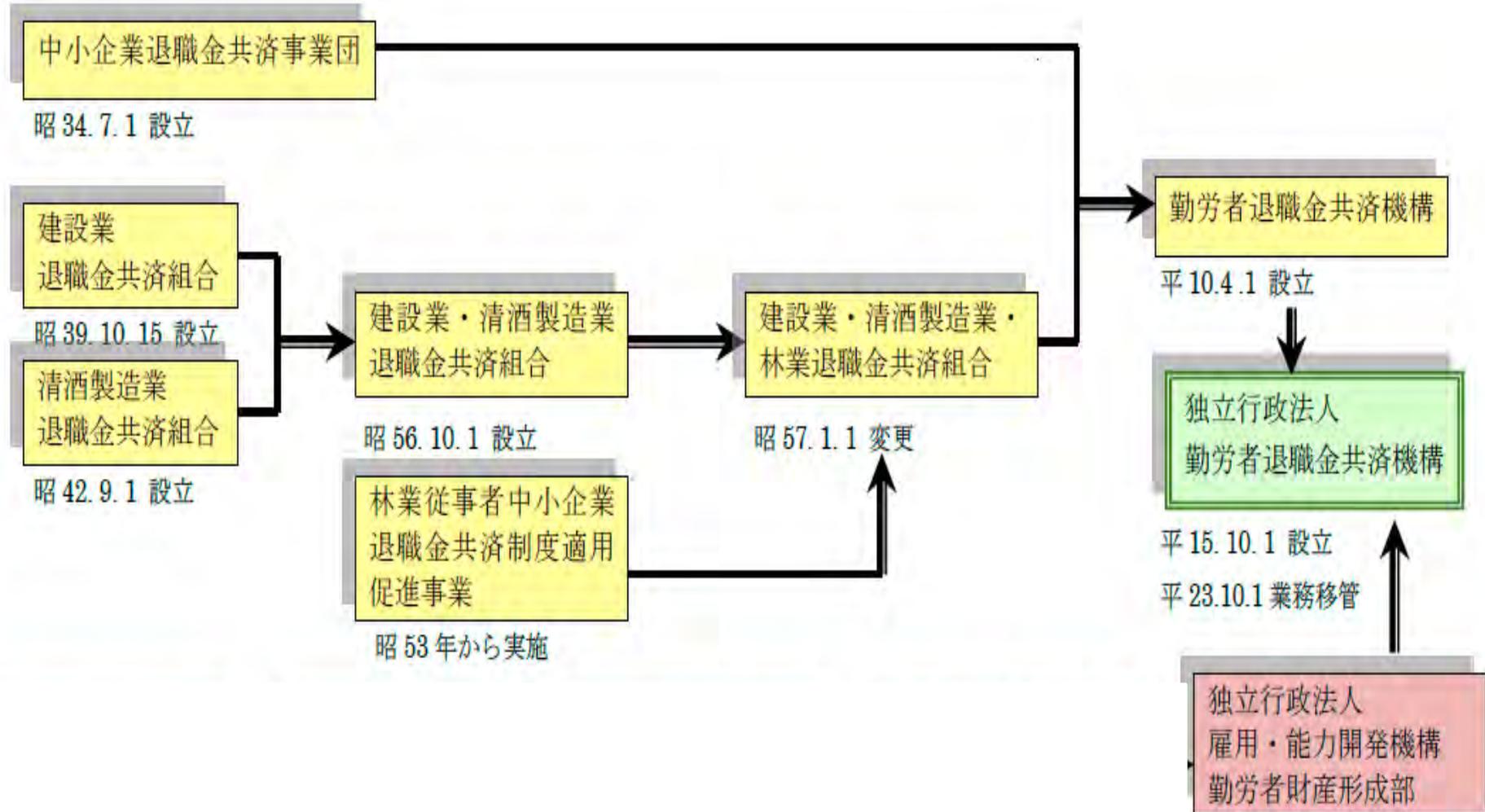
目 次

- 制度成立の背景・経緯
- 制度の基本的な仕組み
 - ✓ 従業員(第三者)のためにする契約
 - ✓ 制度加入の条件
 - ✓ 制度の特長
 - ✓ 退職金の受け取り
- 制度の普及・発展
- 新規加入被共済者・退職金受給者のプロフィール
- 平成10年の統合問題・平成11年の改善方策
- 課題(1)公共工事・民間工事での普及
- 課題(2)確実な退職金の支給
- 課題(3)資産運用
- 課題(4)財政検証
- 課題(5)行政改革への対応

建退共の50年

- ・昭和34年5月 中小企業退職金共済法制定
- ・昭和34年7月 中小企業退職金共済事業団設立
- ・昭和39年10月 建設業退職金共済組合設立
11月 業務開始(全国町村会館)
- ・昭和43年3月 本部事務所を港区芝公園に移転
- ・昭和56年10月 清酒製造業退職金共済組合と統合
- ・昭和57年1月 建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合へ(林業退職金共済事業開始)
- ・平成10年4月 中小企業退職金共済事業団と統合し、勤労者退職金共済機構発足
- ・平成15年10月 独立行政法人勤労者退職金共済機構発足
(独立行政法人化)
- ・平成21年 中退共制度50周年
- ・平成24年 本部事務所を豊島区東池袋に移転
- ・平成26年 建退共制度50周年

組織の変遷



制度成立の背景・経緯①

- ・昭和33年 第18回夏季オリンピック、東京開催(昭和39年)決定
- 建設ラッシュの始まり
- 技能労働者の不足、若年層労務者の不足

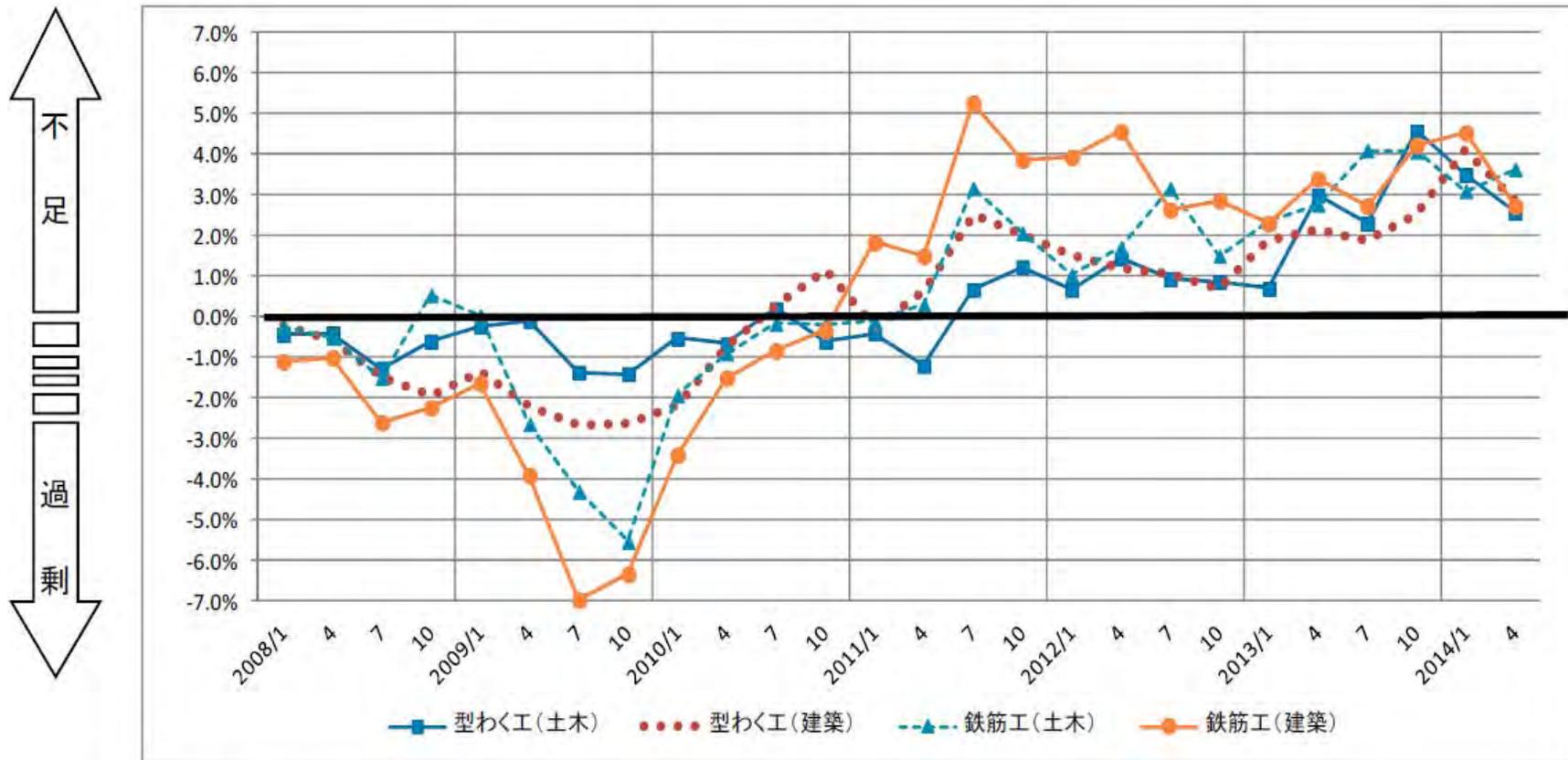
産業別技能労働者不足状況 (単位 人・%)

	調査時現在における現場従業員 (A)	不足数 (B)	不足率 ($B \div A \times 100$)
鉱業	229,454	5,736	2.5
製造業	4,778,320	896,903	18.8
運輸通信業	628,142	69,246	11.0
建設業	412,840	125,177	30.3
合計	6,132,512	1,108,026	18.1

労働省「技能労働力需給状況調査」(昭和38年2月)より

注) 不足数とは、調査時現在において現に不足している数及び今後6ヶ月以内に充足を要すると見込まれる数の合計を示す。

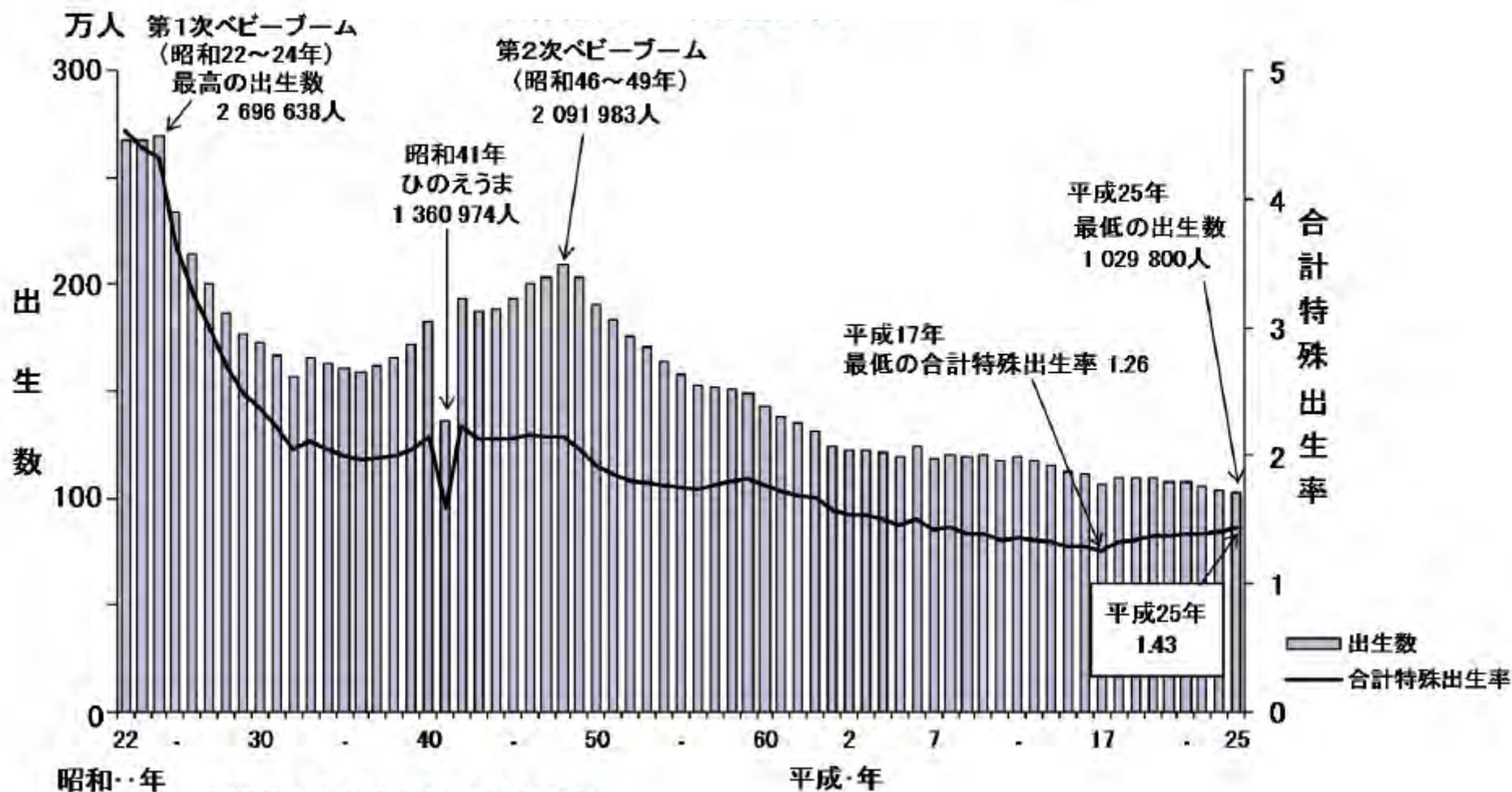
(参考)最近の技能労働者の不足状況



(出典) 国土交通省「建設労働需給調査」を基に当研究所で作成

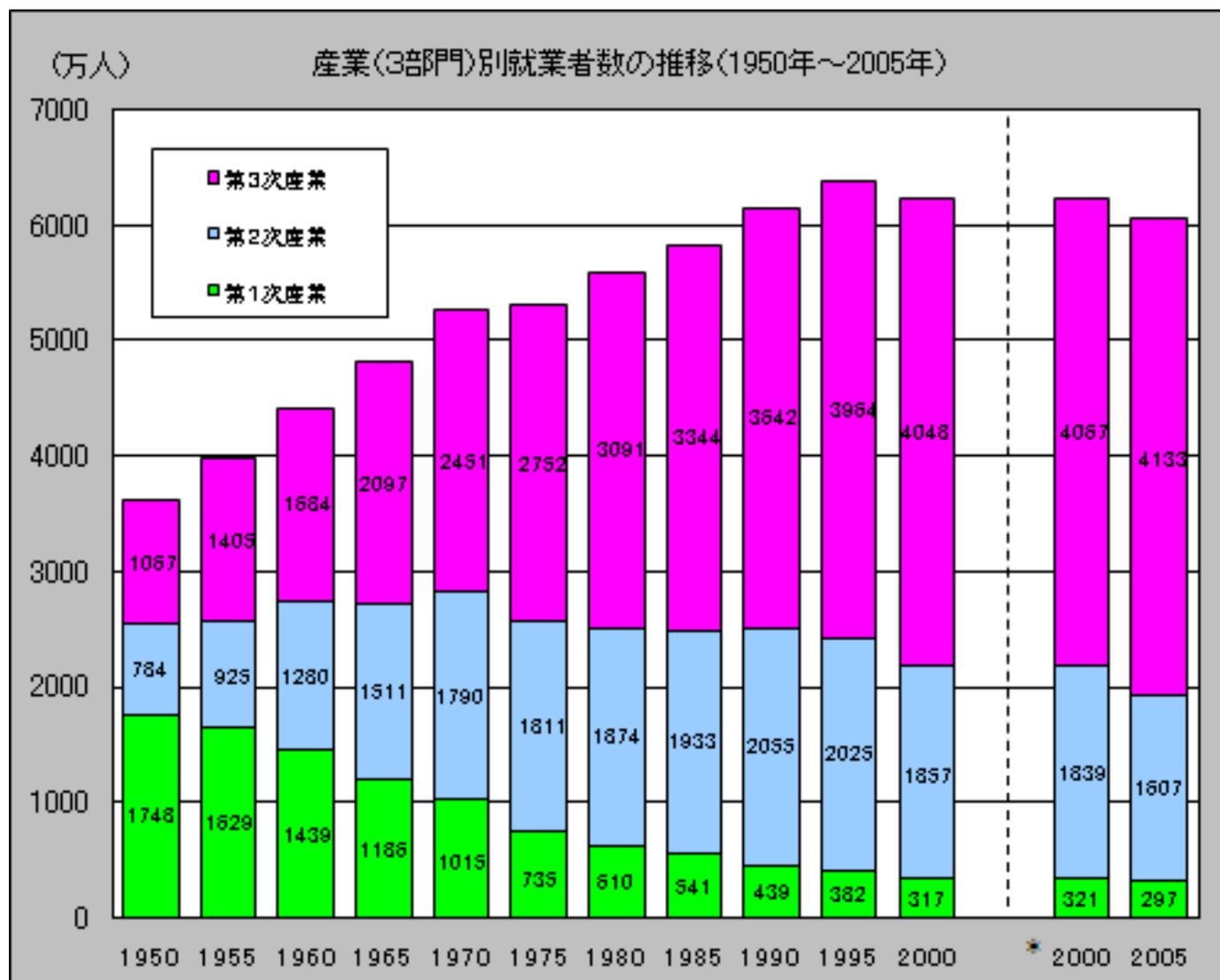
$$\text{不足率} = \frac{\text{確保したかったが出来なかった労働者数} - \text{確保したが過剰となった労働者数}}{\text{確保している労働者数} + \text{確保したかったが出来なかった労働者数}} \times 100$$

(参考) 出生数および合計特殊出生率の推移



(出典)厚生労働省「人口動態統計」

(内閣地方創生本部資料より転載)



第1次産業：農業，林業，漁業

第2次産業：鉱業，建設業，製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業，運輸・通信業，卸売・小売業，飲食店，
金融・保険業，不動産業，サービス業，公務(他に分類されないもの)

*：2005年産業分類に組み替えて集計した。

総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/useful/u18.htm>

産業(3部門)別就業者数の推移(1950年~2005年)

制度成立の背景・経緯②

◆既に昭和34年から、「中小企業退職金共済法」に基づく退職金共済制度が施行されていたが、建設業における特殊性（短期雇用契約のもとに労務が遂行されるなど）から、導入が困難。

◆全国建設業協会（全建）の対応

→建設関係短期日雇労働者の中小企業退職金共済法適用の拡大に関する陳情（昭和36年8月）

→「建設業退職金共済組合設置要綱案」理事会付議（昭和37年9月）

→「建設業退職金問題について話し合う」会談（労働大臣、労働事務次官、労政局長、全建会長、全建労務対策委員長）の実現（昭和38年8月）

制度成立の背景・経緯③

◆「建設技能者等の養成確保のための緊急措置について」(中央建設業審議会建議 昭和37年9月)

「建設技能者の確保を図るためには、……失業保険・厚生年金保険・健康保険・日雇労働者健康保険等の社会保障制度を事業者が活用するように行政指導するとともに、退職金共済制度を含め、これらの制度の内容についても建設技能者の就労の実態に即した改善を図る必要がある。」

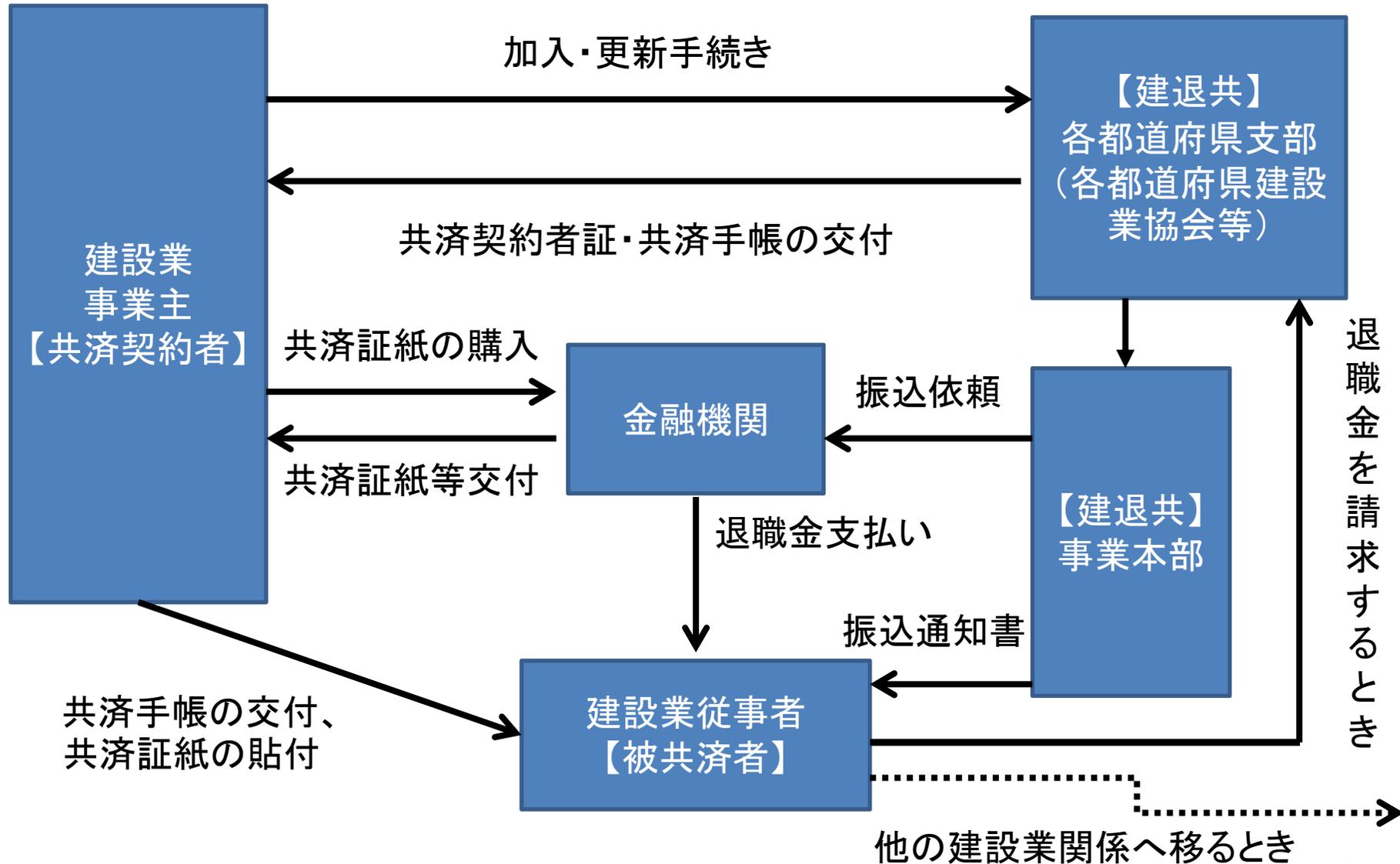
◆法改正案の検討、成立

→中小企業退職金共済審議会「中小企業退職金共済法施行上の問題点とその対策について」答申(昭和38年年11月)

→政府(労働省)は、全建の意見、審議会の答申を踏まえ、「中小企業退職金共済組合法の一部を改正する法律案」を国会に提出。(昭和39年2月)

→国会における審議を経て、昭和39年6月に可決、施行。

制度の基本的な仕組み①



制度の基本的な仕組み②

**建設業
退職金共済手帳
(掛金助成)**

(310)
被共済者
番 号 _____

被共済者
氏 名 _____

冊目 -
証紙貼付実績

20円	日分
60円	日分
120円	日分
180円	日分
200円	日分
260円	日分
300円	日分
310円	日分
合計	日分



見本



初回交付の共済手帳
(掛金助成)

**建設業
退職金共済手帳**

(310)
被共済者
番 号 _____

被共済者
氏 名 _____

冊目 -
証紙貼付実績

20円	日分
60円	日分
120円	日分
180円	日分
200円	日分
260円	日分
300円	日分
310円	日分
合計	日分



見本

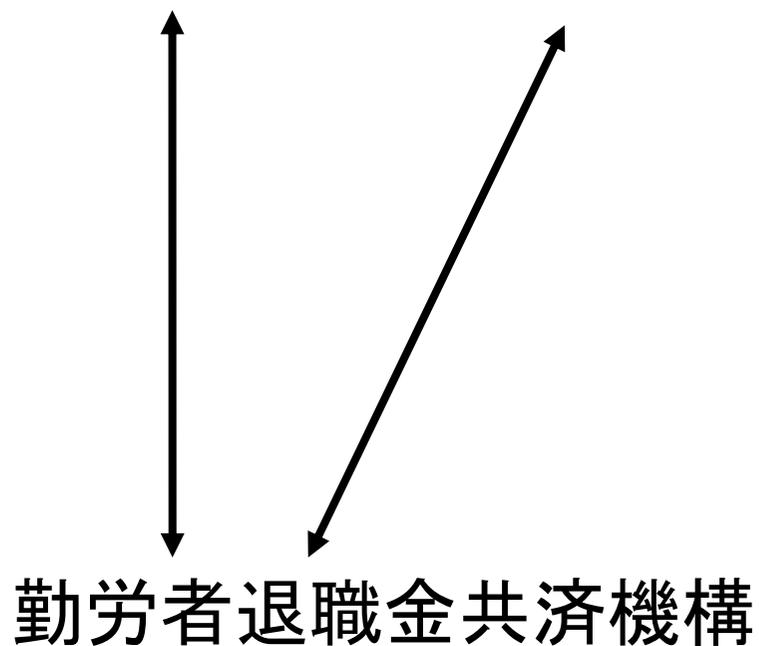
2冊目以降の共済手帳

従業員(第三者)のためにする契約①

～中退共と建退共との違い～

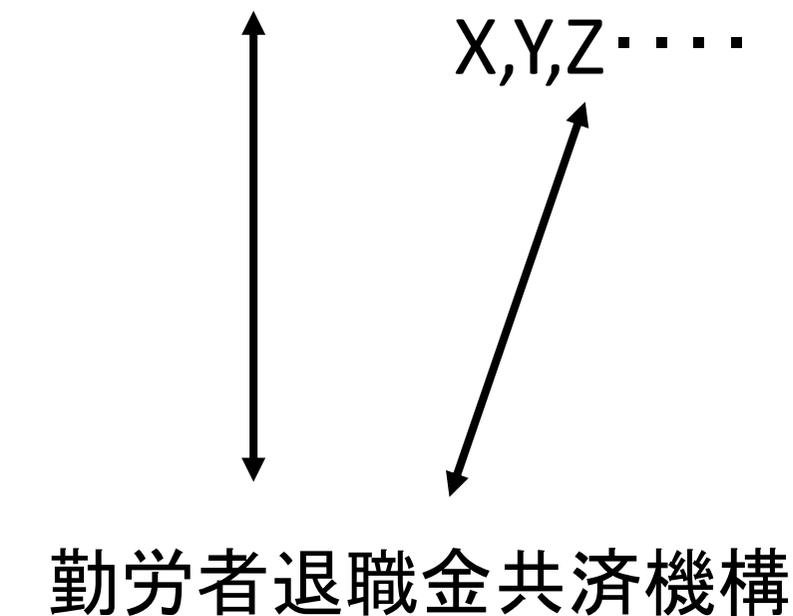
中退共の場合

事業主A ← → 労働者X



建退共の場合

事業主A ← → 期間労働者



従業員(第三者)のためにする契約②

～中退共と建退共との違い～

中退共の場合

→従業員(第三者)は契約上特定されている

建退共の場合

- 効果が及ぶ従業員(第三者)が契約上特定されていない。
- 建設業界の退職金制度に加入し、証紙の貼付義務を負うという契約。
- すべての事業主が加入して業界の退職金としてどの会社で働いても建設業界で働く間は掛金がかかけられるという状態が理想。

制度加入の条件①

加入できる事業主

→建設業を営むすべての事業主が、共済契約者となることができる。

加入対象となる従業員

→建設業の現場で働く従業員であれば被共済者になることができる。

加入対象とならない従業員

→事業主、役員報酬を受けている方及び本社等の事務専用社員。

→すでに、建設業退職金共済制度に加入している方。

→中小企業退職金共済(中退共)・清酒製造業退職金共済(清退共)・林業退職金共済(林退共)の各制度に加入している方。(ただし制度間の移動通算は可能)

制度加入の条件②

一人親方の加入について(任意組合)

- 「一人親方」は、あるときは事業主として経営者の立場、またあるときは、技能労働者として雇用される立場。
- 一人親方(一人親方とともに働く技能修得中の者を含む。)が集まって任意組合をつくり、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われる労働者とみなすことにより、制度を適用する。

《平成25年度任意組合数662組合》

反社会的勢力への対応(平成26年7月以降)

- 共済契約の申し込みの際に書面による反社会的勢力を排除する条項への同意がないかぎり、共済契約を締結しない。
- 同条項に同意したにもかかわらず、その後、反社会的勢力であることが判明した時は契約を解除する。

制度の特長

五つの特長

- ①国の制度なので安全確実かつ簡単
- ②退職金は企業間を通算して計算
- ③国が掛金の一部を補助(掛金一部免除)
- ④税法上の取扱い(掛金は法人では損金、個人企業では必要経費として全額非課税)
- ⑤公共事業の受注に有利(経営事項審査で加点)

退職金の受け取り①

～制度発足時と現在の比較～

昭和39年

(掛金日額20円、利回り6%、国庫補助加算(退職金補助)あり)

平成26年

(掛金日額310円、利回り2.7%、加入当初国庫補助(掛金補助)あり)

掛金納付期間	退職金額	掛金納付期間	退職金額
5年	約2.6万円	5年	約41万円
10年	約7.2万円	10年	約94万円
15年	約13.0万円	15年	約155万円
20年	約21.6万円	20年	約221万円
25年	約33.1万円	25年	約293万円
30年	約46.1万円	30年	約372万円
35年	約62.0万円	35年	約461万円
40年	約83.5万円	40年	約563万円

昭和39年9月19,100円
(国家公務員大卒程度初任給)

平成25年4月181,200円
(国家公務員大卒程度初任給)

退職金の受け取り②

- ◆最高支給額 1,099万円(平成23年11月支給)
- ◆支給累計金額 1兆5,544億円(220万2千件)(平成26年8月末)
- ◆掛金納付が24月分以上あれば退職金を支給
(ただし、死亡の場合は、12月分以上あれば支給。)
- ◆建退共の場合、退職金請求は、基本的には本人の判断。
 - 退職し、他の建設業関係に移るか、業界を引退して退職金を請求するかは本人の判断。→機構は退職したか否かを把握していない
 - 中退共の場合は、事業主はある従業員が機構に退職したことを通知し(掛金引き落としの停止)、退職した従業員の請求に基づき、機構から当該従業員に退職金を支払う。→機構は退職者を把握している

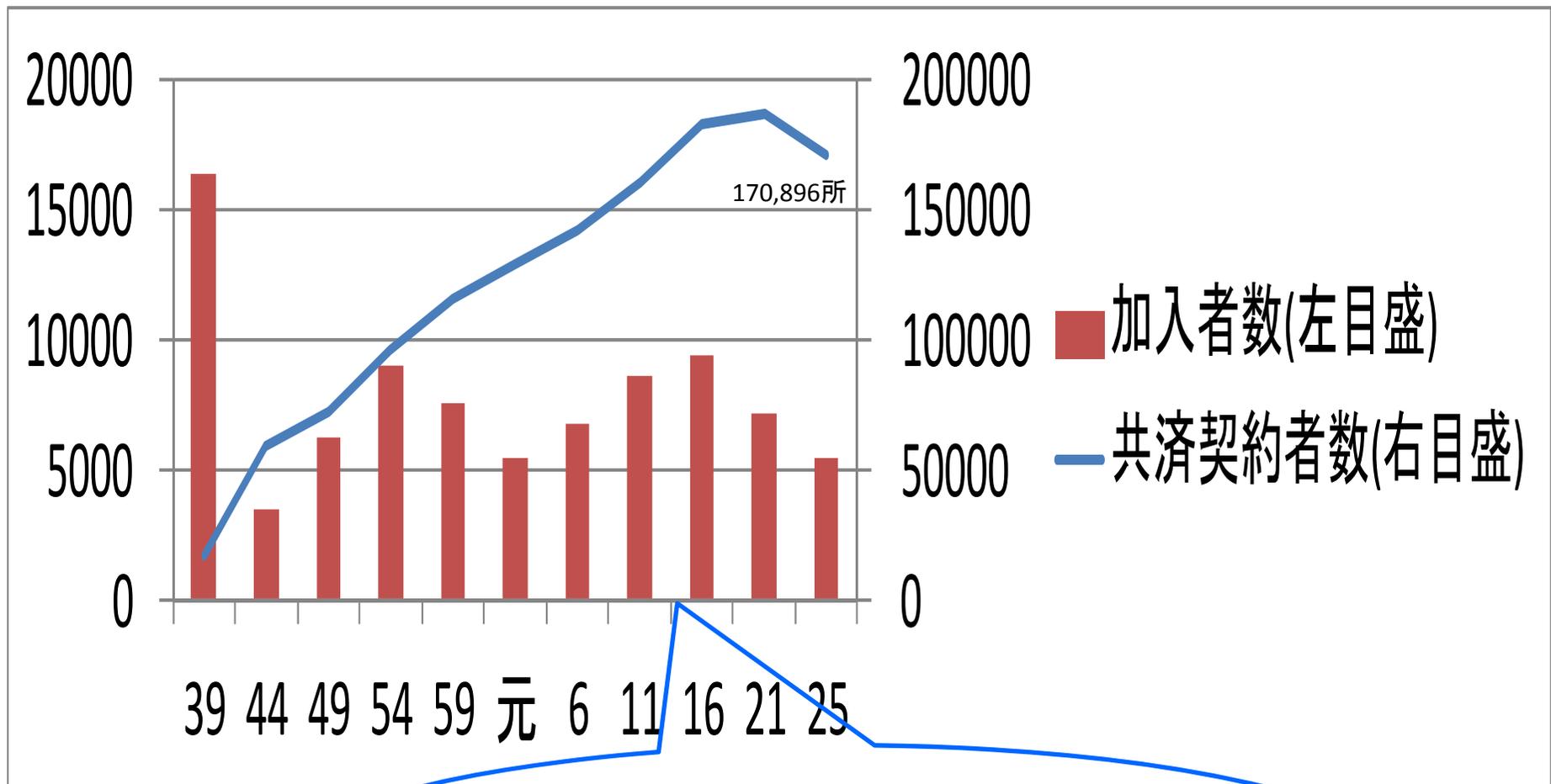
掛金日額と制度利回りの推移

年度	昭39(1964)	昭45(1970)	昭50(1975)	昭55(1980)	昭61(1986)
制度利回	6.00%		6.25%		6.60%
掛金	20円	60円	120円	180円	

昭62(1987)	平3(1991)	平10(1998)	平15(2003)
		4.50%	2.70%
200円	260円	300円	310円

制度の普及・発展①(共済契約者)

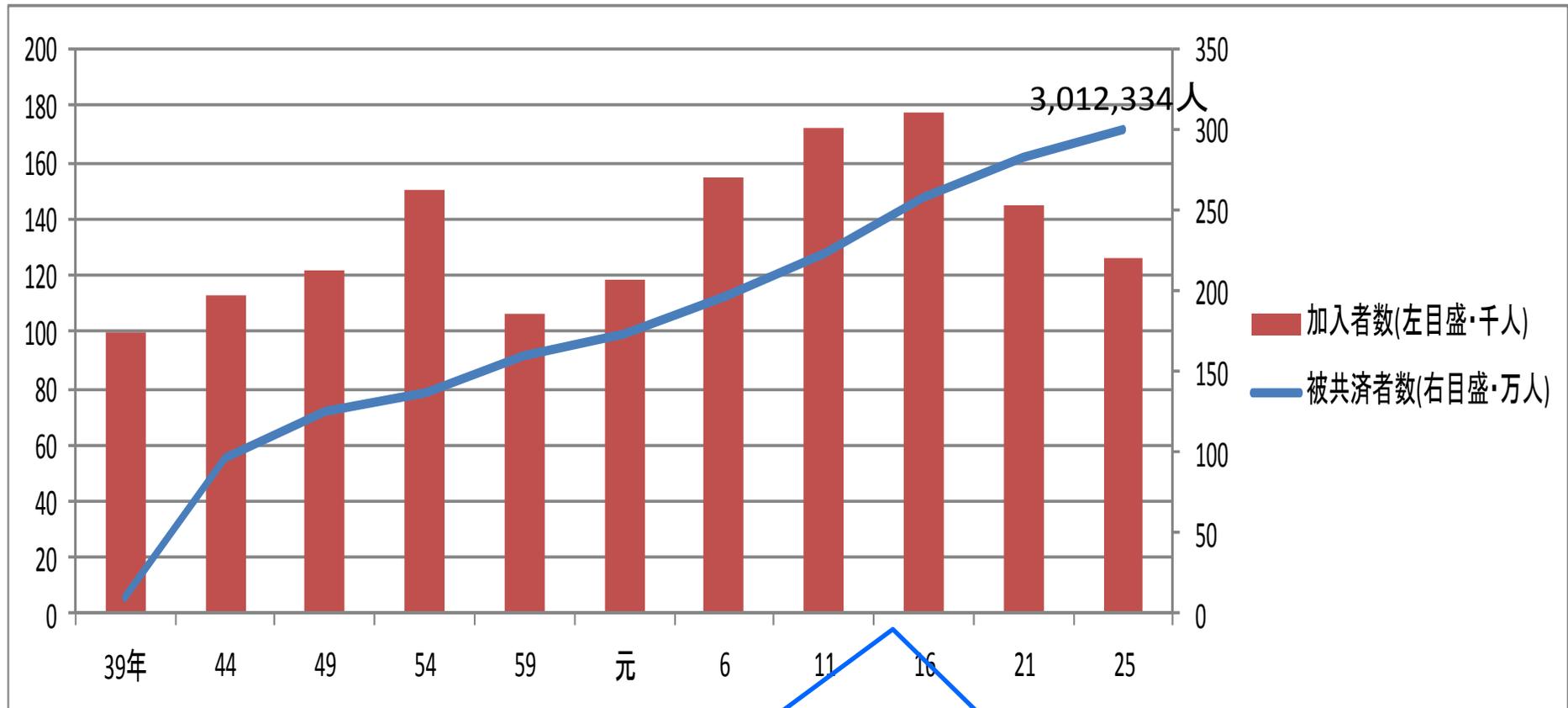
共済契約者数(所)の推移(年度)



単年度加入の過去のピーク(昭和39年度、41年度を除く)は平成15年の10,726所。建設投資のピークは平成4年。政府建設投資のピークは平成7年。

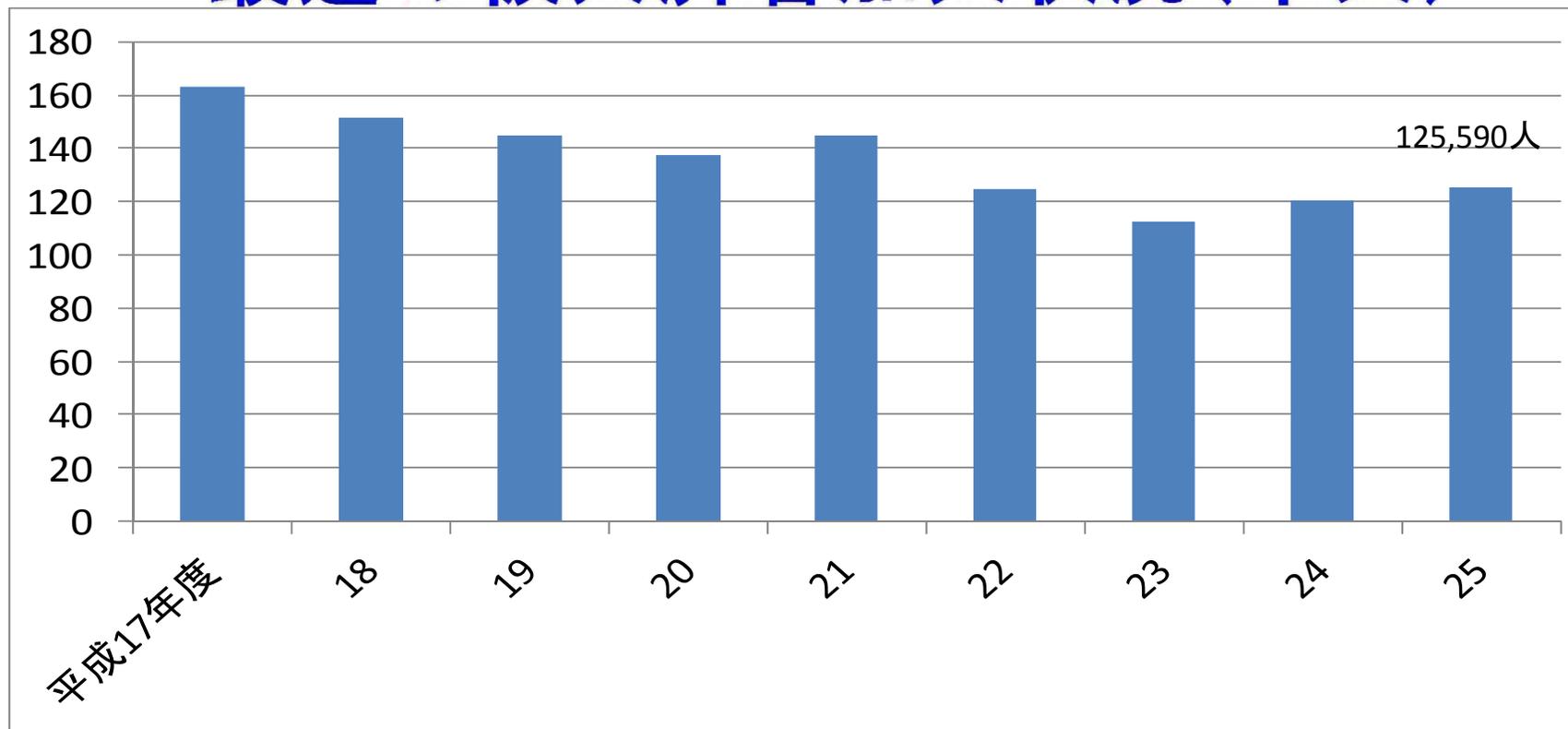
制度の普及・発展①(被共済者)

被共済者数(人)の推移(年度)



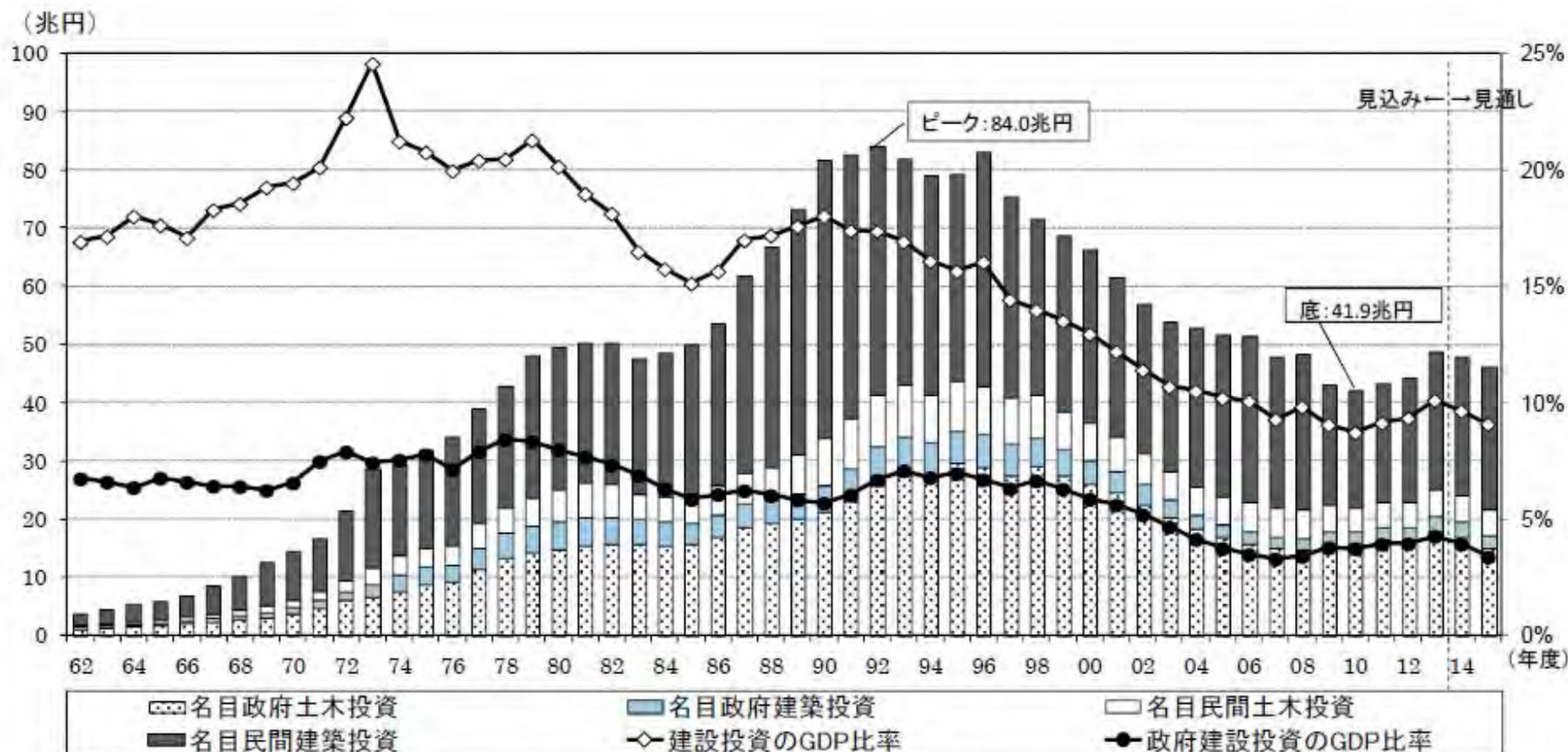
単年度加入の過去のピーク(昭和40, 41年度を除く)は平成15年度の197,764人。建設投資のピークは平成4年度。政府建設投資のピークは平成7年度。

最近の被共済者加入状況(千人)



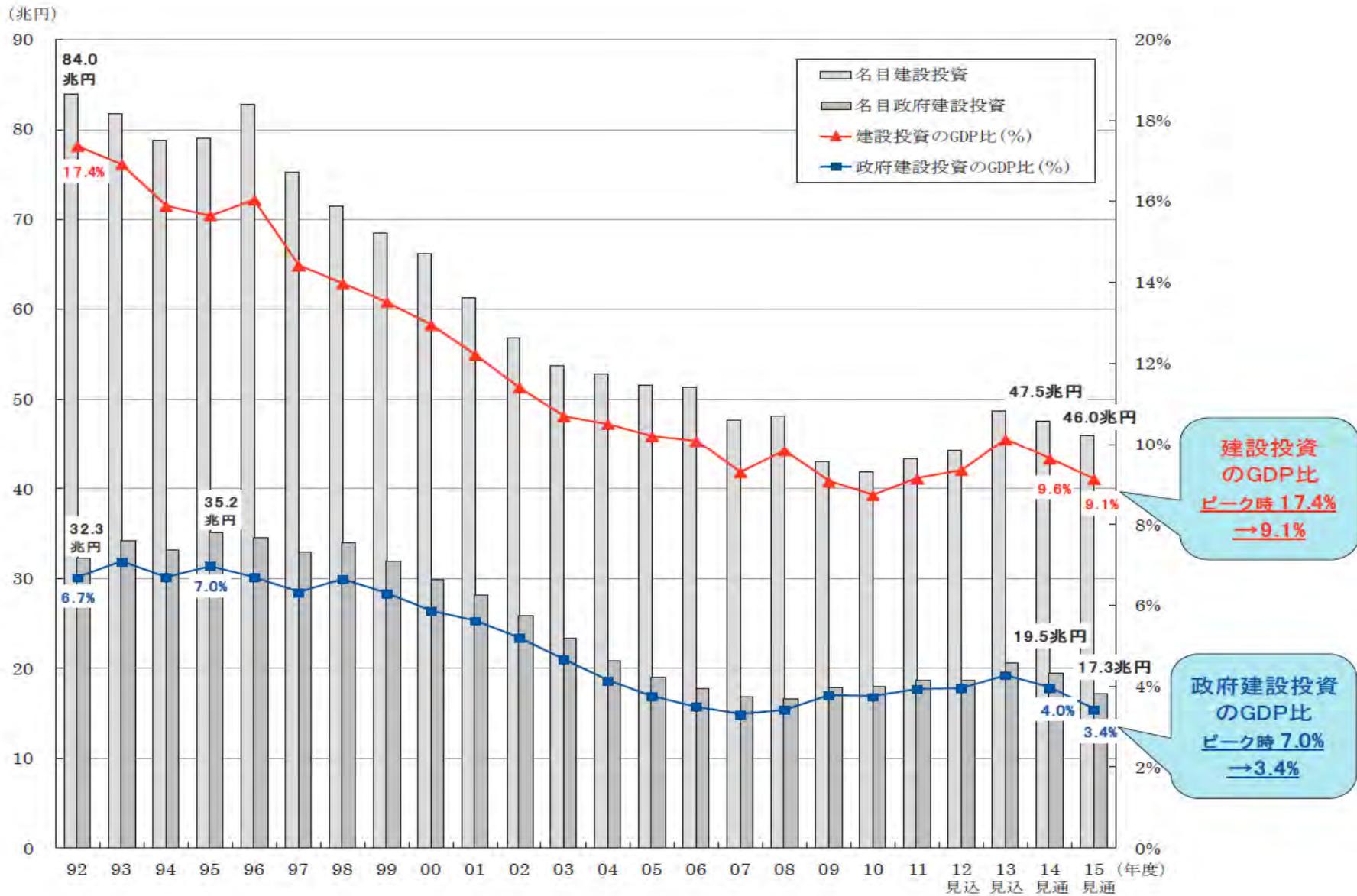
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
加入目標(人)	166,680	166,680	166,650	136,000	131,000	127,000	124,000	122,000	117,000
加入実績(人)	163,261	151,309	145,063	137,431	144,944	124,519	112,486	120,470	125,590
達成率(%)	97.9	90.8	87.0	101.1	110.6	98.0	90.7	98.7	107.3

(参考) 名目建設投資の推移(兆円)

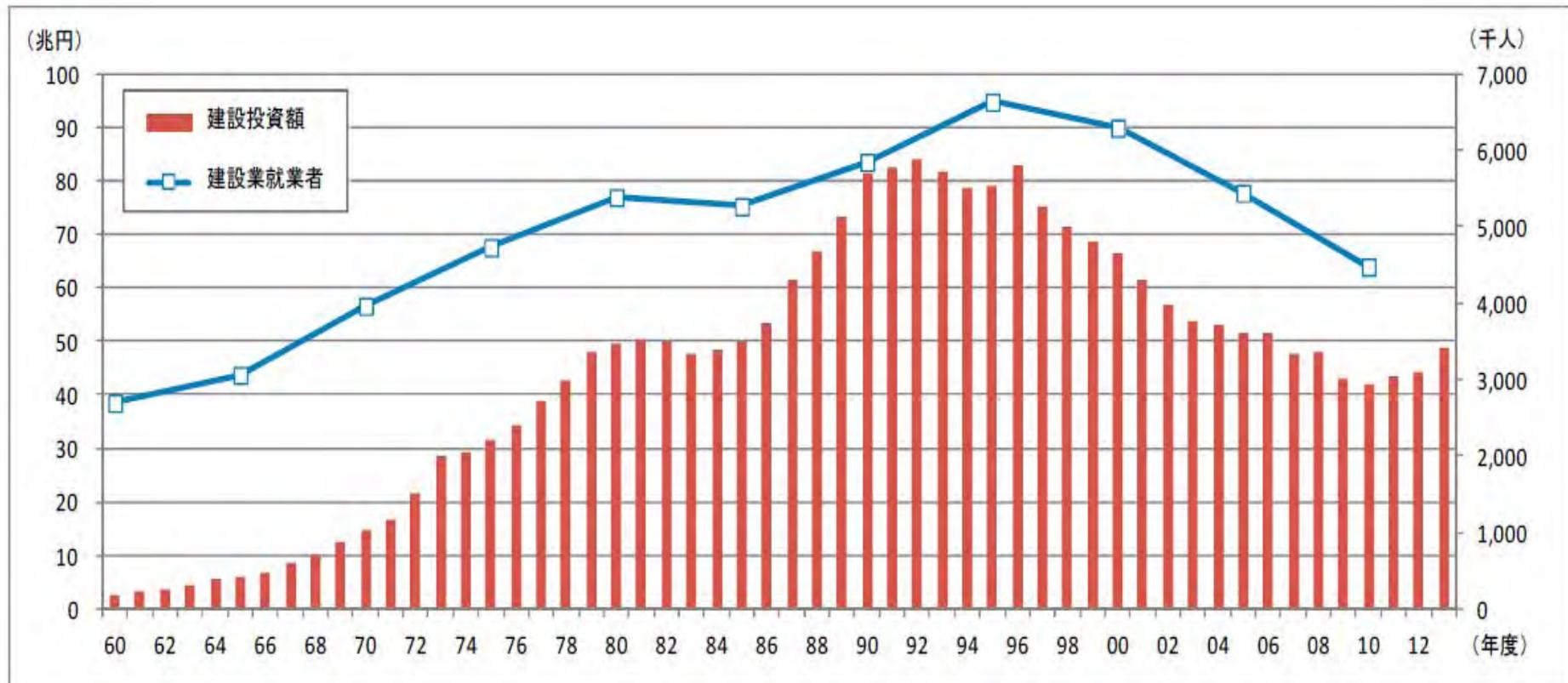


(出典) 名目建設投資は、2013年度までは国土交通省「平成26年度建設投資見通し」、2014・15年度は当研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し(2014年7月推計)」による。

(参考) 建設投資の推移(兆円)



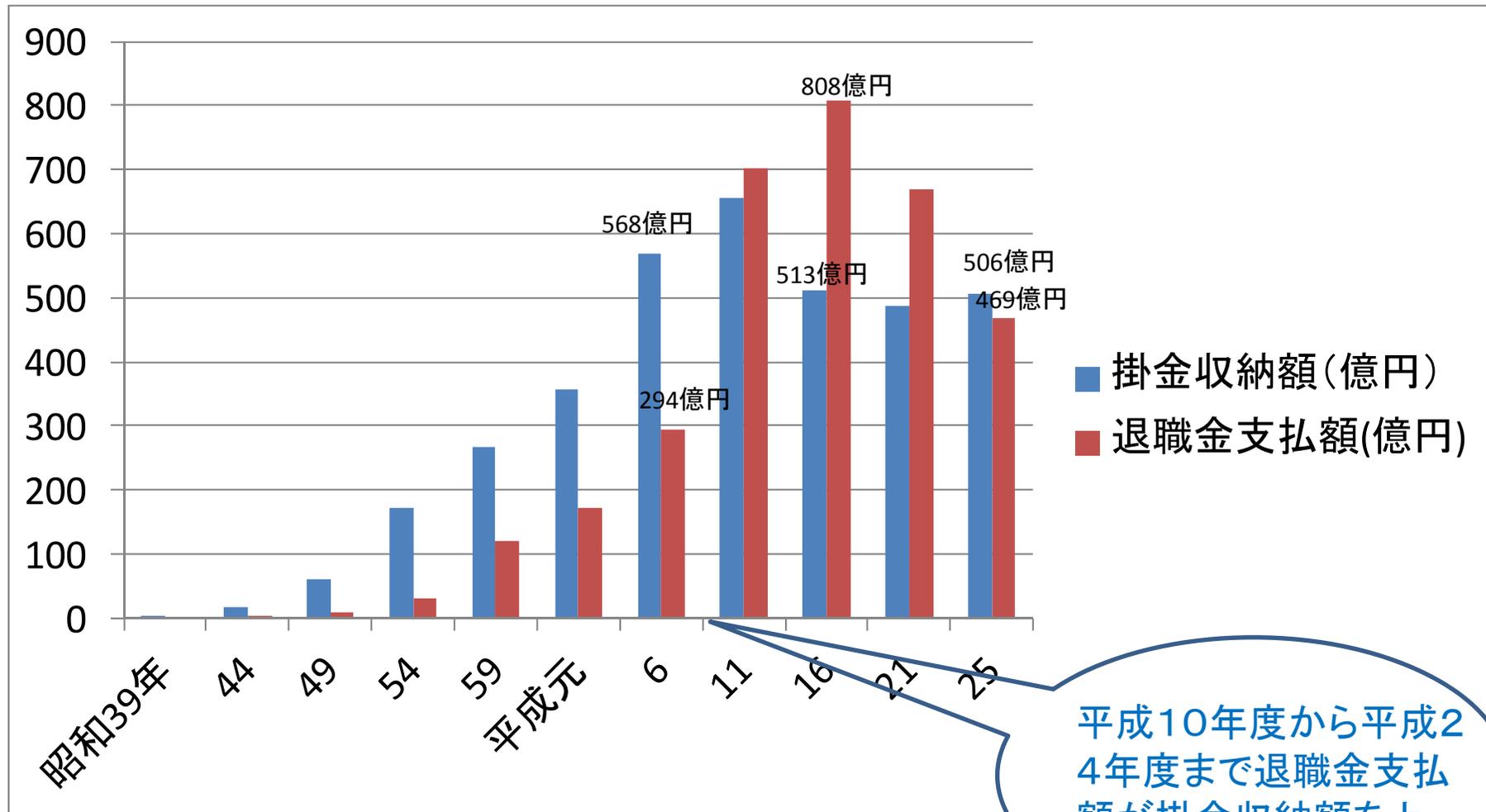
(参考) 就業者数の推移



(出典) 総務省「国勢調査」、国土交通省「平成26年度 建設投資見通し」より作成

制度の普及・発展②(掛金収納額、退職金支払額)

掛金収納額及び退職金支払額の推移(年度)

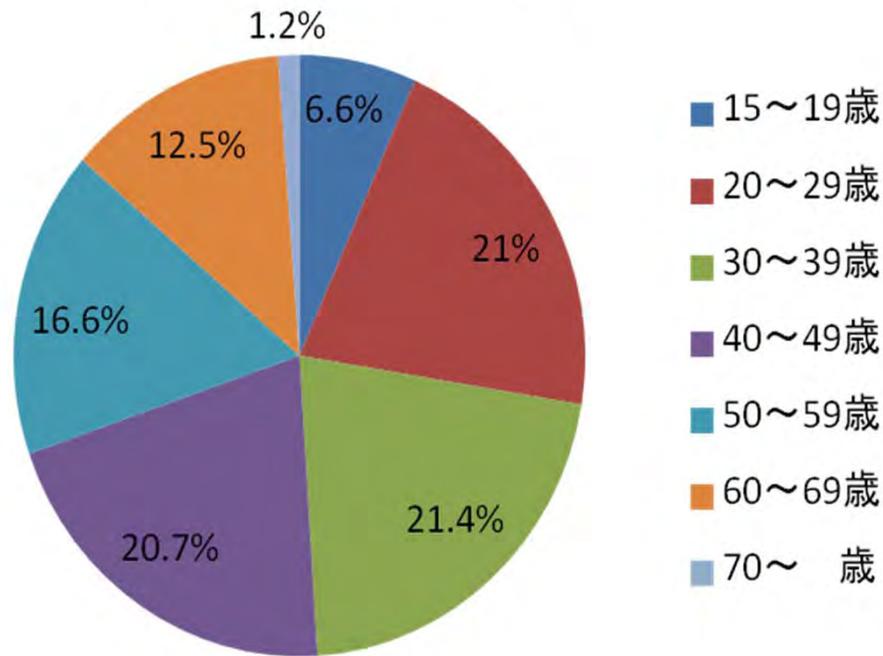


平成10年度から平成24年度まで退職金支払額が掛金収納額を上回った

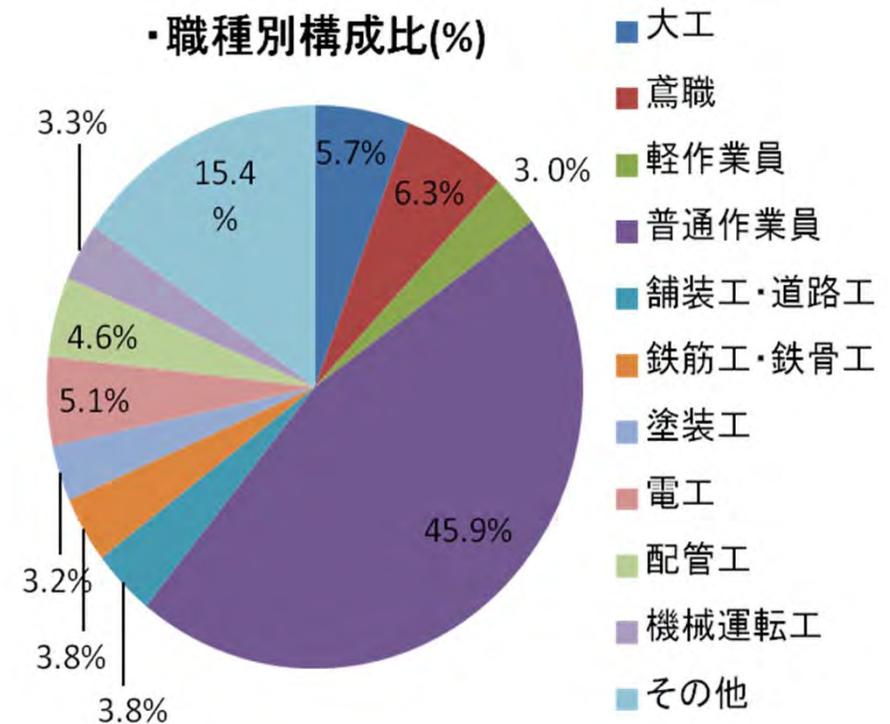
注) 掛金収納額、退職金支払額ともに一般事業と特別事業の合計額。

新規加入被共済者のプロフィール(平成25年度)

・年齢階層別構成比(%)



・職種別構成比(%)

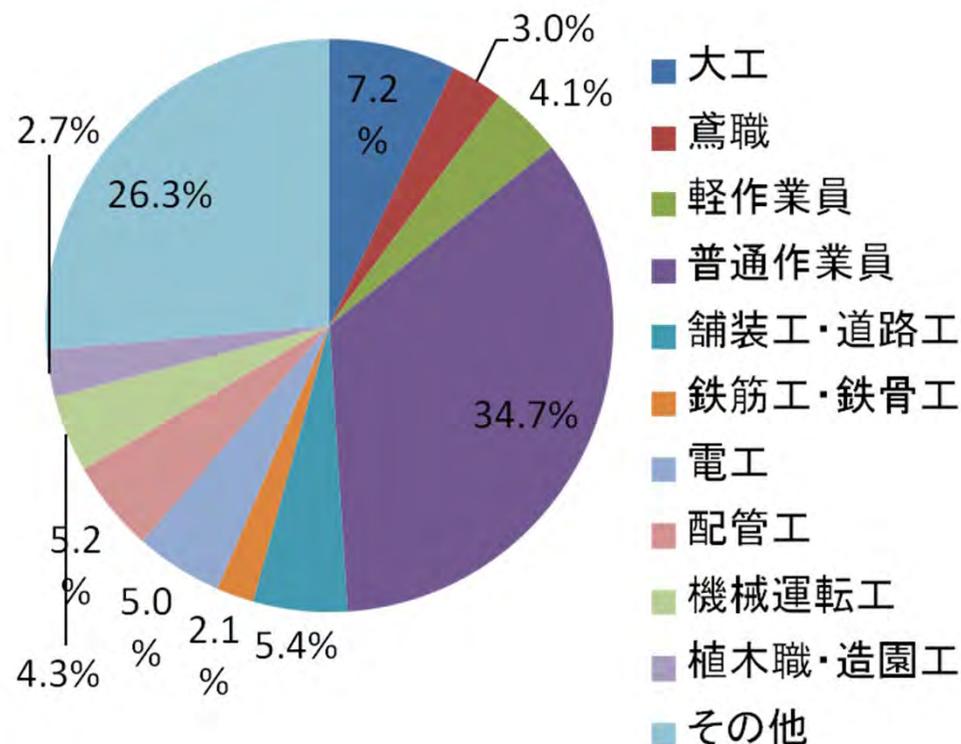


・新規加入共済者125,590人

退職金受給者のプロフィール (平成25年度)

- ・平均年齢51才
- ・平均納付月数110月
- ・平均支給額 952千円
- ・退職金支給件数49,249件

職種別構成比(平成25年度)



支給額別状況

～100万円	100～200万	200～300万	300～400万	400万円～
70.4%	17.2%	6.6%	3.0%	2.8%

平成10年の統合問題

統合への経緯

→平7. 2. 「特殊法人の整理合理化について」閣議決定

「中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合とを統合する。」

→平7. 3 建・清・林退職金共済組合の運営委員会・評議員会が統合反対を決議

→平7. 4 全国建設業協会に建退共問題特別委員会設置(委員長田村憲司三重県建設業協会会長)

→平7. 7 建・清・林退職金共済組合理事長交代

特別委員会を8回開催。区分経理の基本原則、建退共の運営の自主性について労働省へ要請。

→平8. 12 建退共問題特別委員会にて労働省藤井勤労者生活部長が基本方針を説明、了承。

→平8. 12 「行政改革プログラム」閣議決定

「中小企業退職金共済事業団及び建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合の2法人については、…平成10年4月1日を目途に統合する。」

→平9. 6 「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律」成立

区分経理・資金融通の原則禁止を規定。例外として、移動通算、業務経理を認めた。

→平10. 4 勤労者退職金共済機構発足

平成11年の建退共制度改善方策

→平成9年3月、第140回国会(衆議院予算委員会第四分科会)において、建退共の共済証紙が労働者に行き渡っていないのではないか等の質問。また、読売新聞が、平成10年7月に証紙代金流用疑惑と称した報道を行い、証紙購入方法、貼付状況などに対して問題提起がなされた。

→「建退共制度改善方策について」(平成11年3月18日労働省・建設省・建退共本部)を策定。

- ①共済手帳及び共済証紙の受払い簿の普及、経営事項審査用の加入・履行証明書発行の際に受払簿の添付義務付け
- ②事務処理の手引きの作成、普及
- ③証紙購入の目安の位置づけの明確化
- ④建退共支部における相談機能の強化
- ⑤元請事業主による積極的事務受託 など

課題(1)公共工事での普及

公共工事

- 昭和39年 公共事業への積算要望(「全国建設業者大会」開催)
- 昭和40年 建設省直轄工事で掛金積算開始、加入証明書制度創設
「組合加入の実績があがらないと、大蔵省、会計検査院の方から積算が過大であるという非難・指摘も受けかねない」という心配。
- 昭和41年 建設省補助事業で掛金積算開始、証紙現物交付方式
- 昭和42年 掛金収納書4連符方式の採用(大阪府・石川県)
履行確保の措置(4連符方式の採用)について通達(昭和45年4月建設省)
- 平成元年 適用工事現場の標識の掲示依頼
- 平成6年 経営事項審査において建退共加入の場合は加点評価
- ☆加入履行証明、4連符未実施市町村の解消

公共工事積算での位置づけ



項目	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、請官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA 機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原 価 性 経 費 配 賦 額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
そ の 他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

適用標識(シール)の掲示

**この工事の元請事業主は
建退共に参加しています**

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに。

見本

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共事業本部

電話 03(6731)2831

課題(1)民間工事での普及①

民間工事

◆公共・民間工事を問わず、就労日数に応じて証紙を貼付することが原則

◆日建連の取り組み

→「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」の実施における基本方針について(平成21年5月22日)

共済証紙購入費用について、

- ①日建連会員企業は、民間発注者に負担の理解を得られるよう努めることとする。
- ②日建連会員企業は、民間発注者の理解を得られない部分について下請と協調しつつ、一定の負担に応じながら完全実施に努めることとする。

→「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」(平成26年4月18日)

民間工事での適用について、各層下請会社と協力しつつ一定負担に応じ、その完全実施を目指す。

課題(1)民間工事での普及②

民間工事

◆国土交通省・厚生労働省の取り組み

→「国土交通省と厚生労働省の連携による当面の建設人材不足対策について」(平成25年6月21日)

建設業退職金共済制度は、中小建設企業において、一般に個々の企業が独自に退職金制度を設けることが困難である事情にかんがみ、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、中小建設企業にも退職金制度の確立を図ろうとするものであり、労働者の処遇を改善し、入職を促進していくためにも不可欠なものです。

貴団体におかれては、……傘下団体・会員企業に対する周知を図るとともに、特に民間工事も含めた積極的な加入促進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

課題(2) 確実な退職金の支給①

- ◆ 建退共の場合、退職金請求は、基本的には本人の判断。退職し、他の建設業関係に移るか、業界を引退して退職金を請求するかは本人の判断。
- ◆ 長期未更新調査
 - 平成9年度から、5年以上未更新、退職金50万円以上支給見込みの者を対象に調査
 - 平成14年度から、3年以上未更新の者を対象に調査

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
調査件数(人)	33,690	31,048	29,201	27,648	28,159	149,746
手帳更新者数(人)	4,053	3,715	2,944	3,163	3,114	16,989
更新率(%)	12.0	12.0	10.1	11.4	11.1	11.3
退職金請求者数(人)	1,434	1,842	1,366	1,419	1,172	7,233
請求率(%)	4.3	5.9	4.7	5.1	4.2	4.8

課題(2) 確実な退職金の支給②

◆新規加入被共済者への加入通知(平成16年度～)

QRコードの活用(平成26年度～)

◆住所の把握

→共済手帳申込書に住所記入欄を追加(平成16年度～)

→共済手帳に住所記入欄を追加(平成20年度～)

◆住基ネットの活用(中退法改正案～次期通常国会提出予定)

◆大規模災害時の対応(例:東北地方太平洋沖地震など)

→災害救助法が適用された市区町村の罹災された共済契約者及び被共済者に対して、各種手続きにおいて、特例措置を実施。

《東日本大震災における共済手帳の再発行 2560冊》

新規加入被共済者への通知

建設業退職金共済制度からのお知らせ

被共済者 殿

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴殿におかれましては、下記のとおり建設業退職金共済制度(略称建退共)の被共済者として新たにご加入いただきましたので、ご通知申し上げます。

加入された被共済者には、事業主を通じて「共済手帳」をお渡しすることとなっておりますので、まだお受取りでない場合は、下記事業主にご確認下さい。

なお、工事を請負った元請事業主が、下請事業主等に雇用されている方々を一括して加入手続きをしておられる場合がございます。

また、取得した個人情報については、退職金共済契約の管理等業務上必要な範囲で利用いたします。

被共済者番号	
被共済者名	
加入申込日	
加入申込みを行った事業主	
共済契約者名	
電話番号	
共済契約者番号	

見本

この「お知らせ」並びに建退共制度についてご不明な場合は、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 建退共相談コーナー
TEL 03-6731-2841

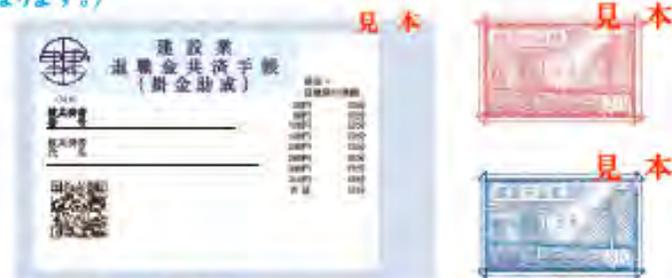
建退共

検索



建退共制度とは

建退共に参加している事業主が、現場で働く労働者を被共済者として掛金を納める(共済証紙を共済手帳に貼る)ことで、被共済者が建設業界で働くことをやめた時に退職金が支払われるものです。(証紙貼付実績24月(21日分を1ヶ月と換算)以上必要となります。)



- 掛金は、全額事業主負担です。
- 一冊の共済手帳には、250日分の共済証紙を貼ることができます。
- 一冊の共済手帳全てに共済証紙を貼り終えたと、次の共済手帳に更新して、継続して共済証紙を貼ることができます。
- 事業所がかわっても、退職金はそれぞれを個別に全部通算して計算されます。

見本

被共済者になられた方へのお願い

- 受け取った共済手帳の所定の欄に住所をご記入下さい。
- 事業主が共済手帳を保管している場合は、事業主に申出て定期的に証紙貼付状況をご確認下さい。
- 過去に共済手帳の交付を受けたことがある方は、事業主にお申し出下さい。
- 住所が変更になったときは、事業主にお申し出下さい。
- 事業所をやめるときは、事業主から必ず共済手帳を受けとって下さい。
- 事業所がかわった時には、共済手帳を次の事業主にご提示下さい。

課題(3) 資産運用～財政状況

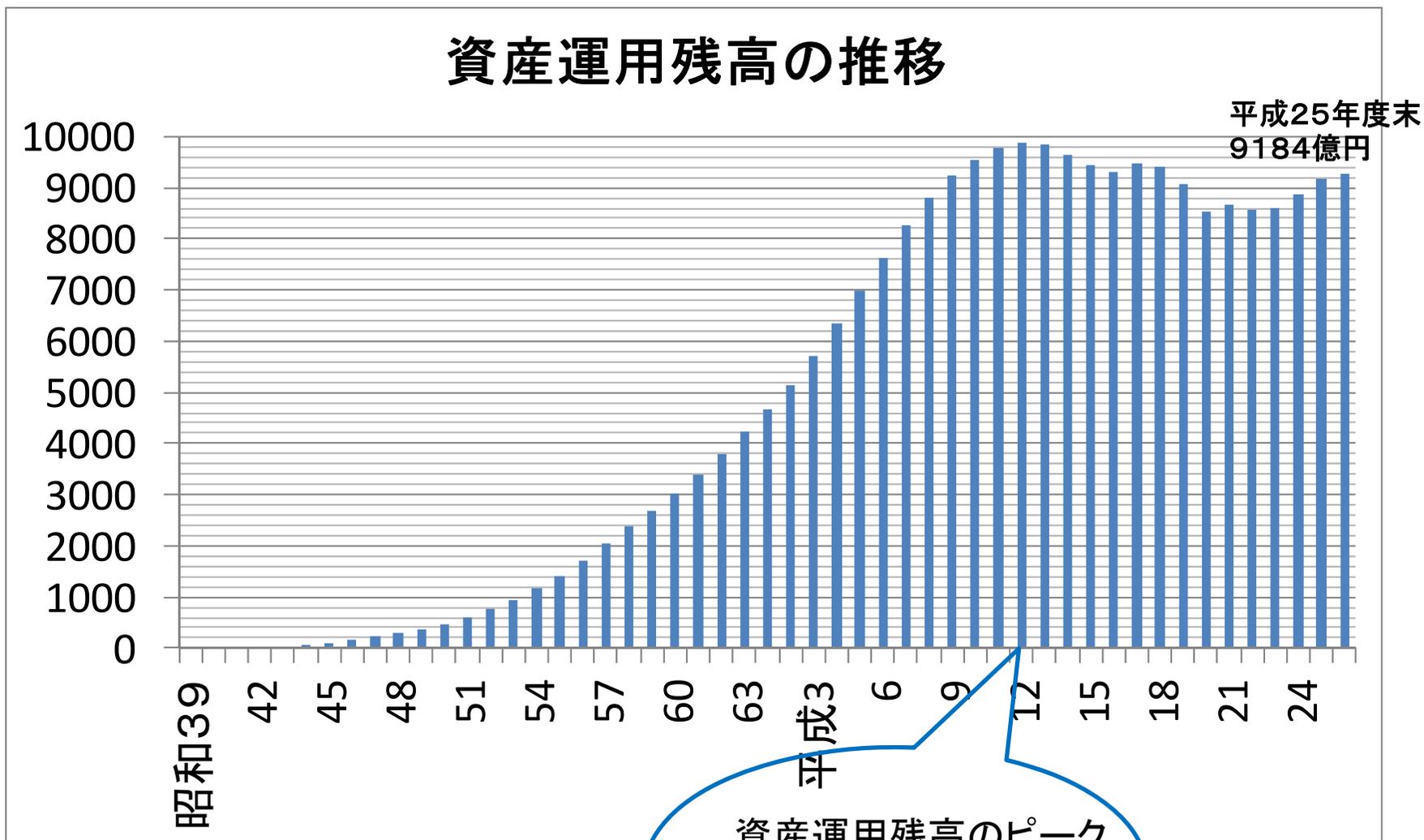
財務状況の推移(給付経理)

(単位:百万円、%)

年 度	決算 利回	金銭信 託利回	当期 損益金	利益 剰余金	責任 準備金	運用資 産残高
19	▲0.56%	▲4.22%	▲ 11,430	70,636	800,581	872,393
20	▲2.33%	▲9.96%	▲ 35,556	35,080	784,324	820,223
21	4.08%	10.71%	17,942	53,023	780,567	833,591
22	0.76%	▲0.66%	▲ 8,744	44,279	779,292	824,304
23	1.77%	2.65%	1,680	45,959	780,214	827,191
24	4.15%	10.84%	22,302	68,261	785,169	853,697
25	3.31%	7.70%	18,566	86,827	798,859	885,209

(注)平成15年10月以降の制度利回り2.7%、掛け金310円 42

課題(3) 資産運用～資産運用残高



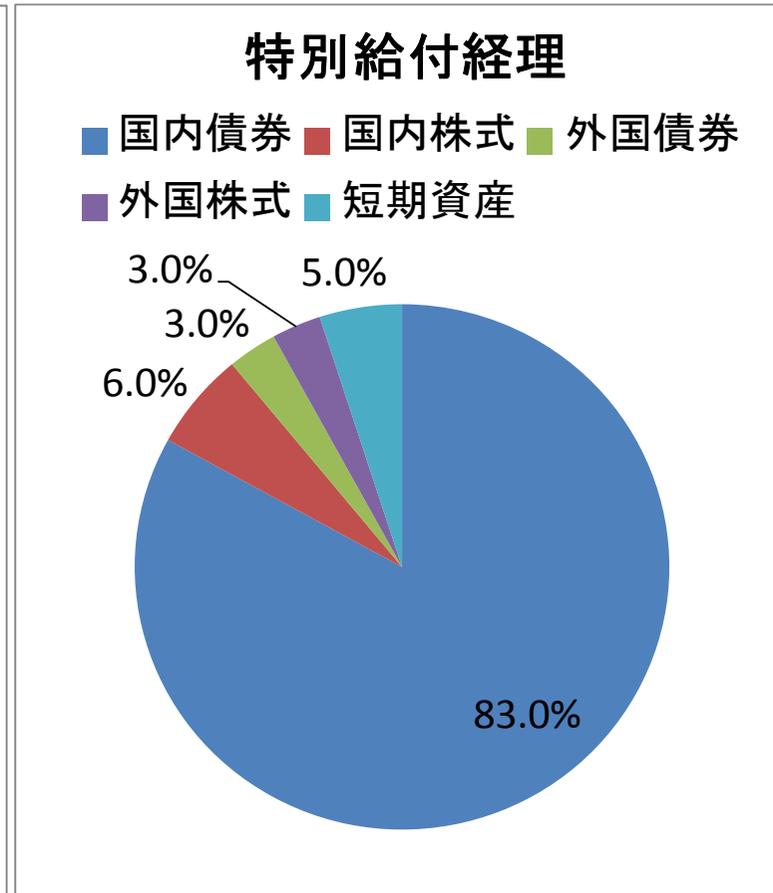
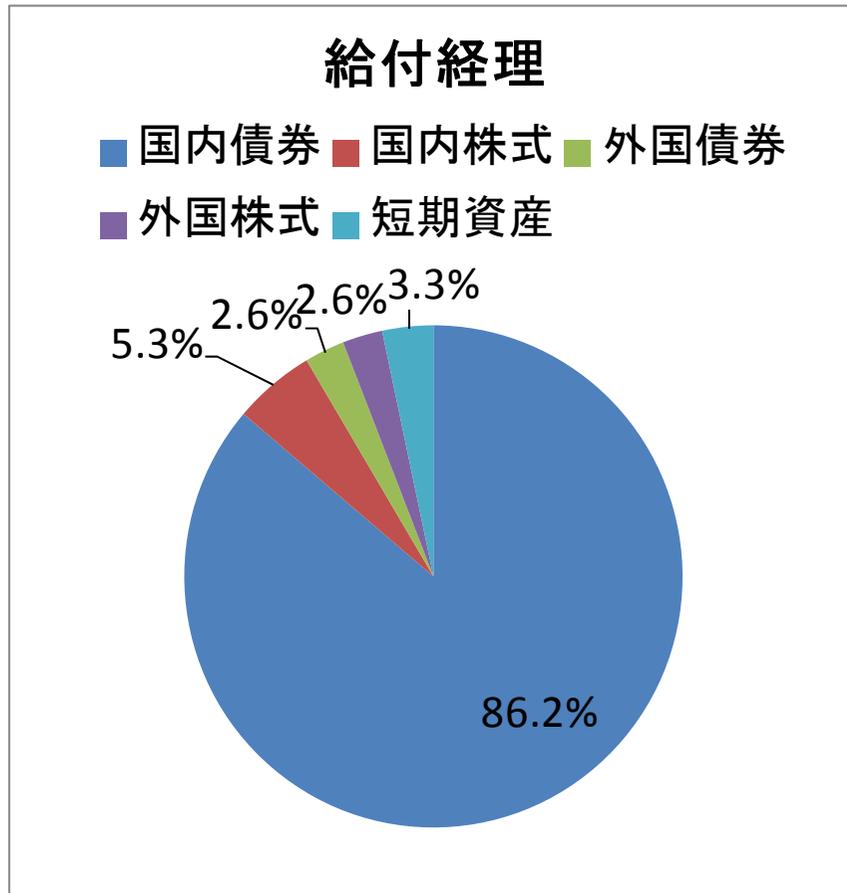
注) 1. 数値は、給付経理と特別給付経理の合計額。
2. 単位は億円。
3. 平成26年度の数値は平成26年8月末の数値。

資産運用残高のピーク
は平成12年度の9877
億円

課題(3) 資産運用～経緯

- ・昭和39年 金融債、政府保証債及び預金で運用開始
- ・昭和40年 資金運用部への預託開始
- ・昭和51年 国債の引受開始
- ・昭和62年 生命保険資産の運用開始
- ・平成7年 金銭信託の運用開始(当初100億円)
- ・平成14年 資産運用の基本方針策定
(基本ポートフォリオの決定)
- ・平成15年 資金運用部への預託義務廃止
資産の時価評価の導入(会計基準の変更)
- ・平成26年 日本版スチュワードシップコードの受け入れ
表明

課題(3) 資産運用～基本ポートフォリオ

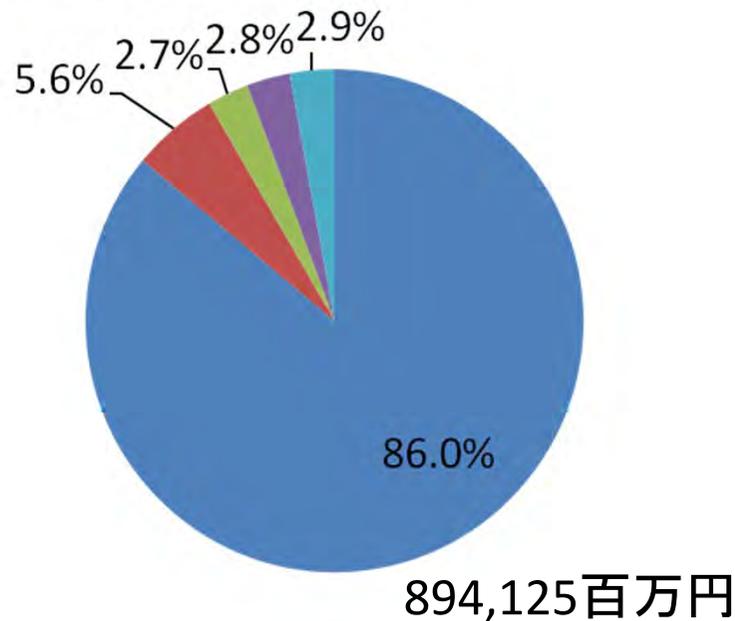


課題(3) 資産運用～資産構成比

平成26年8月末現在

給付経理

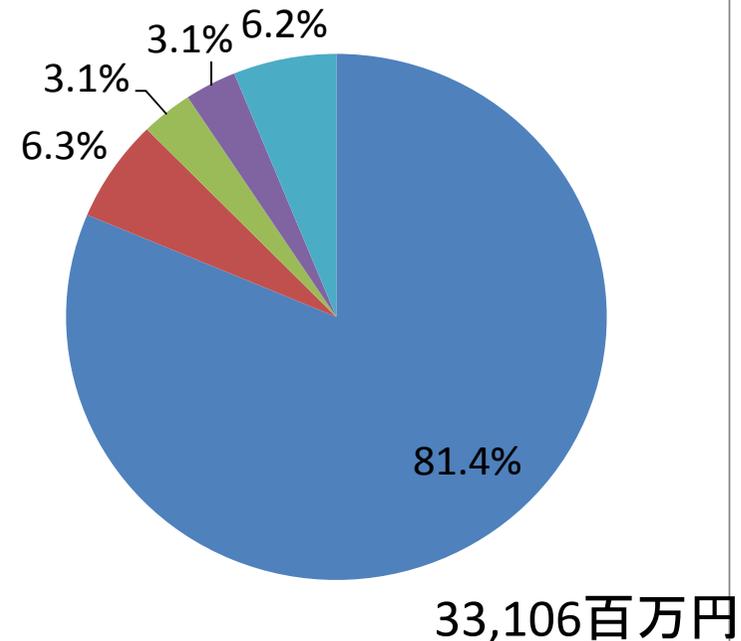
■ 国内債券 ■ 国内株式 ■ 外国債券
■ 外国株式 ■ 短期資産



・自家運用62.5%、委託運用37.5%(国内株式、外国債券、外国株式はすべて委託運用)

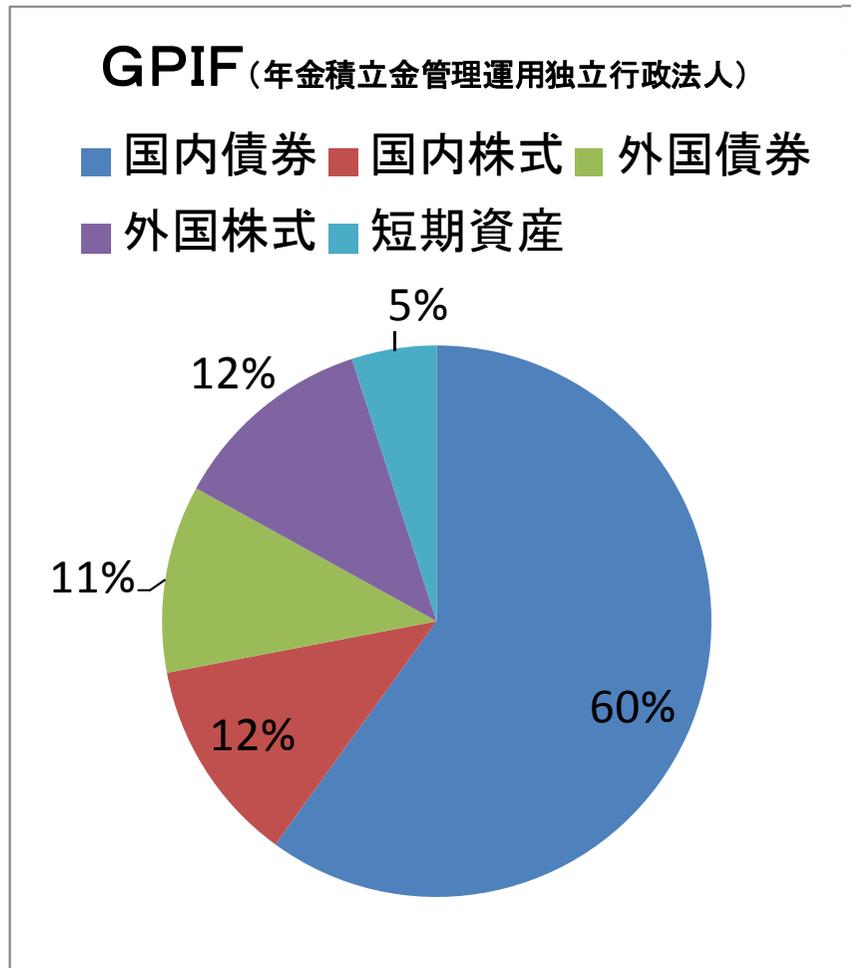
特別給付経理

■ 国内債券 ■ 国内株式 ■ 外国債券
■ 外国株式 ■ 短期資産

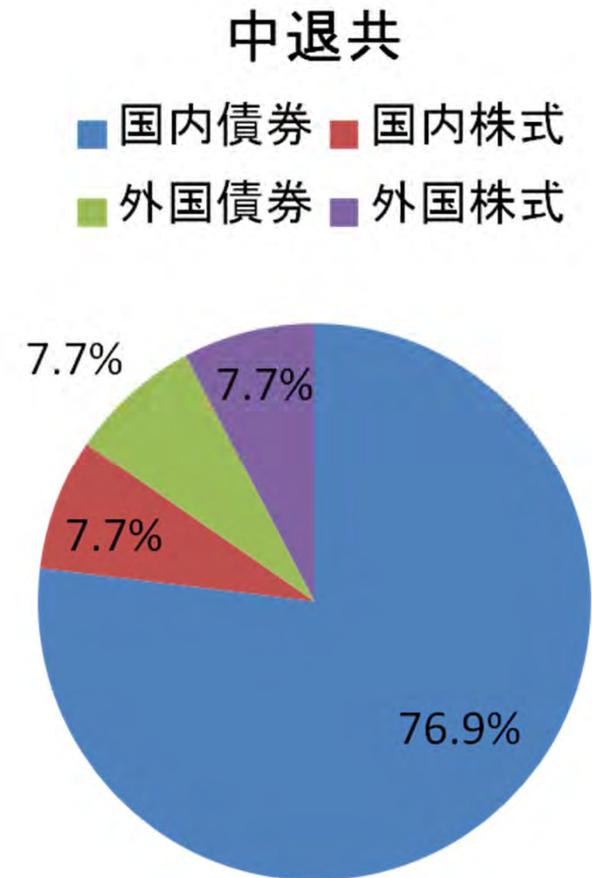


・自家運用48.4%、委託運用51.6%(国内株式、外国債券、外国株式はすべて委託運用)

(参考) GPIF、中退共の基本ポートフォリオとの比較



127兆2,627億円
(平成26年6月末)

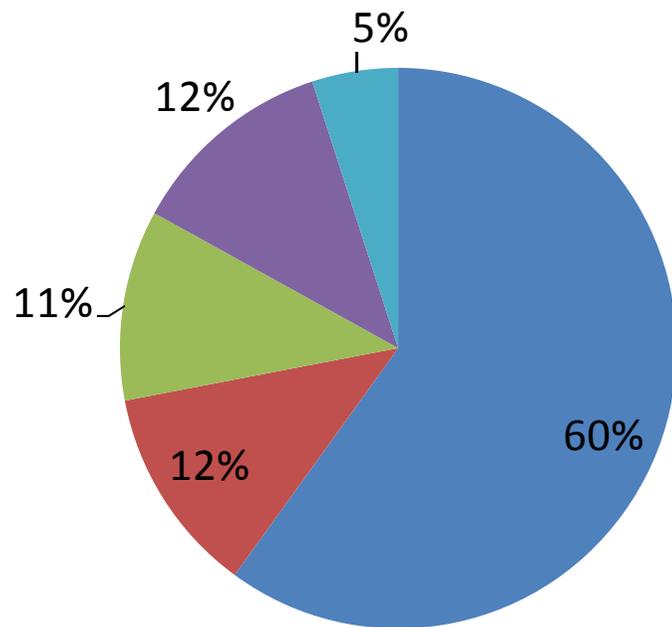


4兆3,414億円
(平成26年8月末)

(参考) GPIFの新しい基本ポートフォリオ

資産構成割合(変更前)

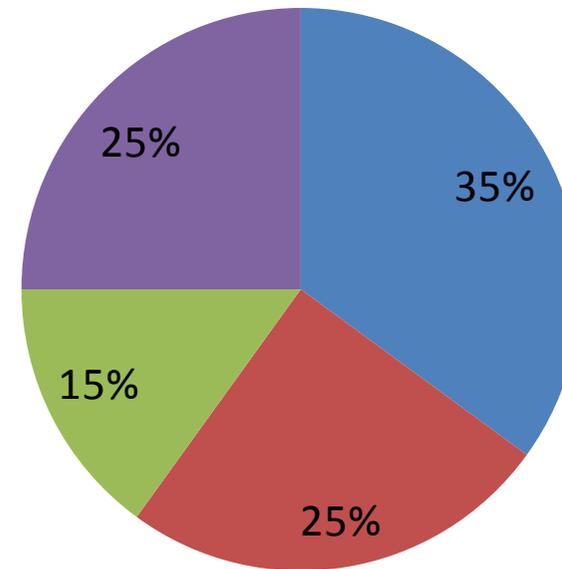
■ 国内債券 ■ 国内株式 ■ 外国債券
■ 外国株式 ■ 短期資産



	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—

資産構成割合(変更後)

■ 国内債券 ■ 国内株式
■ 外国債券 ■ 外国株式



	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%

(注) 基本ポートフォリオの変更は、本年10月31日に認可、同日施行された。

なお、平成26年度第1四半期末運用資産額は、127兆2,627億円。

課題(4)平成26年度財政検証

(以下は、厚生労働省労働政策審議会中小
企業退職金共済部会(平成26年10月6日)
会議資料から抜粋

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000060233.pdf)

1. 特定業種退職金共済制度の財政検証

- 特定業種退職金共済制度（建設業・清酒製造業・林業）においては、中小企業退職金共済法第85条に基づき、掛金・退職金等（予定運用利回り）の額を検討し、必要に応じ見直しを行う「財政検証」を、少なくとも5年に1度行うこととされている。

※ なお、「独立行政法人改革等における基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において指摘された、退職金支給要件である掛金納付月数（現在は24か月以上）の短縮について、各業種毎の財政状況等を踏まえつつ、その可否を検討する必要。

○ 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）（抄）

（掛金及び退職金等の額の検討）

第85条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

○ 独立行政法人改革等における基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）（抄）

中小企業退職金共済事業について、未請求退職金発生防止及び短期離職者対策の強化に加え、転職した際の退職金の通算措置期間の延長等を通じた事務の効率化を進め、当該事業における事務費の国庫補助の縮減を図る。

参考：独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（分科会報告書）（抄）

中小企業退職金共済事業について、住基ネットの活用による未請求退職金発生防止対策の強化及び退職金の支給要件である加入期間の見直しによる短期離職者への対応の強化に加え、（後略）。

2. 建設業退職金共済制度における対応について

- 建設業退職金共済制度（建退共）においては、前回の財政検証（平成21年）の際の中退部会取りまとめ及び今回の財政検証における推計を踏まえれば、累積剰余金の取扱いが課題。

1 前回の財政検証時の議論

- ・ 前回の財政検証（平成21年）に際して、建退共の累積剰余金の在り方について、「安定した制度運営を行うためには現行程度の累積剰余金を持つことが望ましい」としつつ、「累積剰余金は、将来的に従業員に還元されるべき性格のものである」との取りまとめ。

2 今回の財政検証（推計）

- ・ **建退共**における累積剰余金は、平成25年度で約**868億円**と前回の財政検証時の水準（当時；**351億円**）と比較して**大きく増加**。平成30年度においても**増加**が見込まれる。



累積剰余金が**大きく増加**しており、今後更に**増加**していくと見込まれることから、累積剰余金を従業員に還元するため、**安定的な運営に必要な累積剰余金の水準（4.8%）を確実に確保した上で、予定運用利回り（現行2.7%）を引き上げる**ことが適当ではないか。

※ 本年2～3月の中退部会において、一般中退の累積剰余金の在り方については、制度の安定的な運営を図るために必要な剰余金は**リーマンショック時の（平成19・20年度）金融情勢の急速な悪化が生じた場合にも対応できる水準**とされた。同様の条件で検討すると、建設業退職金共済事業において必要な水準は、**責任準備金に対し4.8%**となる。

※ なお、予定運用利回りを引き上げる場合は、平成15年10月（前回の利回り引下げ（4.5%→2.7%）以降の期間についても新しい予定運用利回りの適用対象とすることが適当。

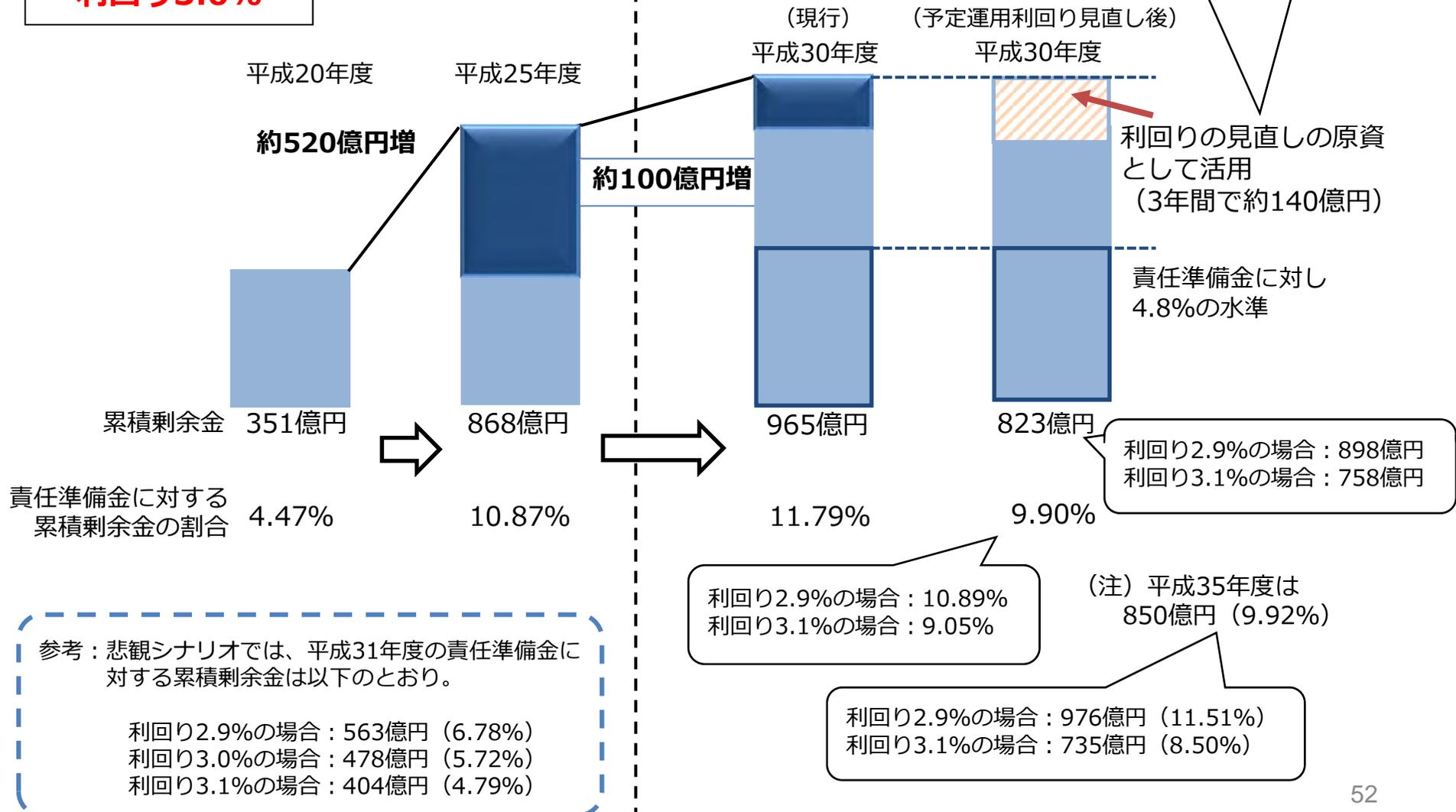
（注）適用対象としない場合は、同じ掛金日額であっても予定運用利回りの異なる証紙とする必要があるが、その場合、退職金の算出が複雑なものとなることに加えて、共済契約者・取扱金融機関等の事務負担が大きい。

3. 利回り引上げに伴う財政への影響 (利回りを3.0%とした場合)

(前提)

1. 利回り見直しは平成28年度から実施
2. 利回り引上げは、平成15年10月まで遡って実施
3. 退職金支給要件である掛金納付月数の短縮を含む

利回り3.0%



4. 利回り引上げに伴う退職金額の増減 (利回りを3.0%へ上げた場合)

納付年数	月数	退職金額 (円)			
		現行 (2.7%)	改定案 (3.0%)	差額	増減割合
1	12	0	23,436	23,436	-
1.5	18	0	48,174	48,174	-
2	24	156,240	156,240	0	100.00%
3.5	42	273,420	273,420	0	100.00%
5	60	408,177	410,781	2,604	100.64%
10	120	936,789	945,903	9,114	100.97%
20	240	2,205,588	2,250,507	44,919	102.04%
30	360	3,717,861	3,886,470	168,609	104.54%
40	480	5,633,754	6,036,723	402,969	107.15%
45	540	6,785,373	7,343,931	558,558	108.23%
平均退職金額 (納付年数1年以上)		869,855	898,741	28,886	103.32%

課題(5) 行政改革への対応

- ・平成21年民主党事業仕分け→運営費交付金の廃止
- ・民主党行革閣議決定(平成24年1月)→実施されず
- ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)
 - 資産運用に係るリスク管理体制の強化
 - コンプライアンスの強化
 - 中小企業退職金共済事業におけるポータビリティの向上
 - 退職金を確実に支給するための対応
 - 基幹的業務費に対する国庫補助の縮減
- ・独立行政法人通則法の一部改正成立(平成26年6月6日)
- ・「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」(平成26年8月29日行政改革推進本部決定)
- ・平成27年通常国会に中退法改正案提出予定



ご清聴ありがとうございました